

自由民権運動

——天皇制絶対主義の成立と再編 (2)——

那 須 宏

1 士族民権と豪農民権

西南戦争の終結を機として、士族の組織的な武力反乱は跡を絶ち、自由民権運動と天皇制との対決として、新しい政治過程がはじまる。明治政府の「有司専制」にたいする士族反対派の運動のなかで、士族民権派によって開始された自由民権運動は、地租改正反対闘争と地方民会闘争に代表される豪農層指導の農民運動と結合することによって、本格的な発展の時期をむかえる。この自由民権運動は、国会開設を当面の中心スローガンとし、明治政府がめざす国家の未来像とはかなり異なった、近代的国民国家の形成につらなる性格をもった運動であった。明治政府との対抗関係において、自由民権運動の歴史的な性格を明らかにするのが、本稿の課題である。

明治7年(1874)1月、征韓派前参議の板垣退助・江藤新平・副島種臣・後藤象二郎が中心となって愛国公党を結成し、小室信夫・古沢滋・由利公正・岡本健三郎と連名で、「民撰議院設立建白書」を左院に提出したとき、自由民権運動はその第一歩をふみだした。しかし、初期の自由民権運動は、8年2月の愛国社創立大会が、「盟に会する者、絶へて富豪縉紳の徒なく、一劍单身、唯だ赤誠を国に許す士族ありしのみ⁽¹⁾」といわれたように、まだ不平士族の反政府運動にとどまっており、在地の豪農・豪商層のうえに基盤をもってはいなかった。士族民権派は、反政府派士族という階級的な性格において士族暴動派と共通していたが、「封建ノ旧套ニ眷恋シ昔日ノ榮譽ヲ回復セ

ントスル」「不平士族」としてでなく、「其ノ論弁スル所ヲ専ラ国家ノ政務及ヒ民権自由ノ間ニ渉リ世人ノ木鐸トナルヘキ」「学士論客」⁽⁹⁾として、農・工・商の三民によびかけようとしていた点で異なっていた。彼らは、天賦人權論にもとづき、自由と民権の伸張および民選議院の設立を要求し、それを足がかりとして「官途」への返り咲き、すなわち「有司専制政府」にとつてかわることをねらっていた。彼らが民権伸張を唱えたのは、民主主義的・市民的自由、つまり言論・集会・結社・思想・信仰、とりわけ財産・所得の自由を確立するためではなく、「一般の公益を謀り以て開化文明の実を挙ぐ⁽⁴⁾る」ためであった。

初期民権思想の主流は、もっぱら国権拡張を第一義とし、そのための国民統合の理論として民権論を位置づけていた。彼らのいう「自主自由の気風」「自修自治の志」は、市民的自由を意味するものではなく、「我国輓近ノ変革進歩皆対外国ニ藉リ其ノ我ヲ動かス者亦已ニ甚シ」という現状を脱却して、「皇基」を「万世不拔」⁽⁴⁾ならしめ、「帝国」を「維持振起」⁽⁵⁾するためのものであった。天賦人權論のこのような意味転換は、資本主義列強が「亞細亞東方ニ於テ欧米所領ノ旌旗ヲ飄カエサンメントスル」⁽⁶⁾現状において、「今日ノ類勢ヲ挽回シ確乎不拔ノ国体ヲ立テ、万国ニ対峙」⁽⁷⁾し、すすんで「東洋ニ雄視」⁽⁸⁾すべしという、士族の対外的危機感に促迫された国家的課題の設定にもとづくものであった。かくて「士族民権」の本質は、絶対主義支配層内部の開明的反対派ということができる。しかし、彼らのこのような主張は、彼らの意図をこえ、その内容の限界をこえて、抑圧された民衆をとらえ、民衆の反政府闘争に理論的武器をあたえた。

政府は、当面の主要打撃を保守派士族の暴動にくわえるため、自由民権運動にたいしては、明治8年、一方では「漸次ニ国家立憲ノ政体ヲ立テ」との詔勅(4月14日)を出して慰撫し、他方では讒謗律・新聞紙条例(6月28日)を公布して反政府言論をきびしく取り締まった。大隈重信の言をかりると、「政府ハ一時此論〔国会開設論〕ヲ抑エル為メニ、彼ノ明治八年ノ勅令ヲ出シ

⁽⁹⁾」のである。それはたしかに政略上の譲歩であったが、政府は、幕末の公議政体論以来、その内容と政治的役割は異なるにせよ、議会制度採用の必要を一貫して承認してきた。富強の具体的な表現は立憲制の導入にあるとの認識から、政府は、民撰議院設立建白に先立つ明治5年、左院において憲法の調査・編纂にとりかかっていた。また、翌6年7月、欧米視察から帰った木戸孝允は、現下の急務は五カ条の誓文にもとづき「政規則典」を定めるにあるとして、憲法制定を建白した。もっとも、この場合の憲法とは「天皇陛下の英断」による「独裁の憲法」であったが、木戸は、それを「他日人民の協議起るに至り、〔君民〕同治憲法の根種⁽¹⁰⁾」にしようとしていた。したがって、問題は立憲制度の可否ではなく、実施の時期および具体的内容であり、いかなる政治勢力によって主張されるかであった。

「民撰議員設立建白書」がいうところの民選議院とは、完全な立法機関を意味するものではなく、万国対峙のための「万機公論」を根拠とすることによって、きわめて徹底的なものとなっていた。民選議院の政治的性格は、「首唱の義士、維新の功臣を出せし」「土族及び豪家の農商等⁽¹¹⁾」に参政権をあたえ、「藩別議院を出すの制を取捨完備し、御誓文の意味を拡張せんとする而已⁽¹²⁾」であった。このような板垣らの国会開設論と、木戸ら専制官僚の立憲政体論とのあいだに、本質的な差異を見いだすことはできない。両者は、絶対主義官僚の開明的イデオロギーたるの本質において共通していた。板垣らの民選議院設立要求は、皇基を振起し国権を拡張するための手段であって、ブルジョア民主主義革命を結果するものではなく、絶対主義の枠内における自由主義的改革にとどまるものであった。「今日民撰議院を起す所以のもの、斯く人民に関する重大の事件は之を民に議するを以て本旨とす⁽¹³⁾」とした大井憲太郎らの「下流の民権説」に対比すれば、板垣らの「上流の民権説」の限界は、おのずから明らかであろう。ただ、板垣ら民権派土族は、在野の知識人として有司専制を攻撃し、専制政府の対立物である民選議院の設立を要求することによって、自由民権運動の導火線としての歴史的役割を果たしたに

すぎない。

こうして、はじめは支配層内部の反対派の、権力強化のための主張として出発した自由民権運動も、たちまち反体制運動へと転化する傾向を現わした。政府の言論取締りがきびしかったにもかかわらず、明治8年は、維新以来、民間においてもっとも政論の盛んな年であった。そして、かかる風潮(6)のなかで、農民の地方民会闘争と地租改正反対闘争が全国的に高揚しはじめていた。

明治5～6年ごろから、公議思想の高まりを背景に、地方行政の浸透と地方税徴収の円滑化のため、開明的な地方官により各地に府県会・大小区会・町村会が開設されたが、これら官選の地方民会に選出されたのは、ほとんど豪農層であった。しかし、彼らは、もはや「維新の功臣、首唱の義士」を出したかつての「豪家の農商」ではなく、より農民的性格の強い新興の豪農・豪商であった。彼らは、区・戸長として村民大衆と対立しながらも、他面では、農民的商品経済発展のうえにたち、勸業・民生安定などのブルジョア的諸要求を提出して、政府の地方官と渡りあっていた。こうした地方民会闘争をつうじて、新興の豪農層は、経済的自由の確立と結びついた「公選民会」の要求を提出していた。この「公選民会」の要求は、政府の官選民会＝官治行政に対立するものであり、豪農層の地方行政への発言権獲得の要求にはかならなかった。そして、それは、自由民権思想の正しい発展の方向を示しており、豪農層が独立の政治勢力として自己を認識し、みずからを主体的に組織する過程にのり出す第一歩でもあった。

だが、しかし、彼らは、ブルジョア革命運動の主力部隊である一般農民層との結合において限界があり、その政治的活動領域はまだ地方的な範囲にとどまっていた。彼らがこの主体的弱さを克服して、自己を単一の政治勢力として全国的に結集し、ブルジョア革命運動の主体に高めるためには、彼らが共通の経済的利益をまもる闘争をつうじて、自己自身の現実的諸要求をひとつの政治綱領に高めることが必要であった。その契機は、地租改正にあっ

た。

明治9年から10年にかけて、全国各地で激発した地租改正反対一撥は、直接的には、石代納米価の算定、地租改正費の徴収、および収獲反米・地位等級の決定にたいする不満を契機として起ったものであり、それ自体としては、地租の本質面にたいする反対というよりは、直接生産農民の即目的要求の段階にとどまっていた。しかし、本質的には、上からの資本主義化＝殖産興業政策との矛盾を体現していた。地租改正反対一撥の指導力は豪農層であったが、その推進力は一般農民層、とくに中・貧農層であった。彼らは、維新以来の商品経済の発展のなかで、減租・農村の民主化・産業の自由、さらには、土地所有権の確立・小作料の減額の要求をかかげて、各地に大規模な農民騒擾を起していた。農民が重い地租や諸税の収奪に反対して天皇制権力と対決するにいたるとき、みずからも組織を拡大し、闘争形態を変革しなければならなかった。しかし、農民は、商品生産者としての発展がまだ未熟であったため、これをみずから手で成し遂げることはできなかった。かくて指導部を外部にもとめての組織拡大が強行された。農民は、世直しの段階にはげしく攻撃した豪農・豪商を、あらたな段階の指導者として仰がなければならなかった。もっとも、この時期には、豪農の側にも農民と結びつく条件があった。彼らは農民と本質的に対立しながらも、重い地租や諸税の収奪によって、より順調な発展の道を阻止され、漸次、反政府的傾向を強めつつあった。

一般農民層と豪農層は、有司専制政府という共通の敵を前にして、当面、相互に結びつく条件をもっていた。かくて「世直し段階にたがいに敵対した豪農と一般農民がかたく同盟し(福井・岡山)、豪農層指導のもとに全農民が一致して闘い、各地でめざましい成果をあげるにいたる。」⁽⁹⁾そして、この組織拡大が民権運動高揚の基盤となり、またそれによって、闘争形態を変革する可能性がうまれた。すなわち、豪農層は、はげしい闘争の過程で民権政社と結びつき、その指導のもとでたたかい、やがて国会開設運動に参加してい

った。しかし、この運動転換の過程で、豪農層の性格が運動全体に反映して、改良主義的ないしは動搖的傾向が台頭し、世直し一撥以来の農民の革命的先鋭さが若干稀釈されたことを見落すことはできない。

こうした現実の階級闘争の激化を前にして、「土族民権」もまた変質せざるをえなかった。土族民権家は、まだ治者意識・志士意識から完全に脱却してはいなかったが、農民一撥の指導者を「民権家ノ巨魁⁽⁶⁹⁾」として高く評価し、農民闘争のなかに、「民権ヲ興張シ自由ヲ恢復セントスルノ志気⁽⁷⁰⁾」、反政府闘争の巨大なエネルギーを認めはじめていた。10年6月の「立志社建白書」に見られる専制政府の失政を指弾し、人民収奪・政商保護の殖産興業を攻撃する意見は、かかる状況のなかではじめて盛りこまれえたとし、また同時に、翌11年から、運動を全国的なものとして組織するための愛国社再興運動が実践されたのである。いまや土族民権家は、地租負担者の立場に立って新しい発展の方向を示し、ブルジョア革命運動の理論的指導者・組織者として再出発しようとしていた。一方、豪農民権家は地租改正反対闘争のなかから国会開設の必要をつかみとり、10年秋から、河野広中をはじめ栗原亮一・杉田定一・竹内正志など各地の民権家があいついで土佐を訪問し、その結果として、各地民権政社の連携と土族・豪農の連携が緒についた。かくて広範な農民闘争を自由民権運動に結びつける可能性が現われてきた。

明治11年9月11日、大阪において愛国社再興第1回大会が開催され、自由民権運動が有司専制政府にたいする国民的闘争として全国的に展開される端緒がひらかれた。大会に「来会せしものは土州を始め唯た土族社会のみにして、未だ平民の隻影をも見る能はさりし⁽⁷¹⁾」という状況であったが、再興愛国社は、8年の愛国社とは違って、経済的・政治的自由の実現をめざし、近代的政治意識とブルジョアの要求とをはっきりつかんだ運動であった。豪農・豪商層の政治的進出が拡がり、政治的主体としての自己形成がすすむにつれて、彼らの運動参加の形態も多様化された。その直接的な契機は、11年7月22日に公布された、いわゆる三新法（郡区町村編成法・地方税規則・府県会

規則)であった。

三新法は、農民闘争の高揚に対応するための地方行政機構の整備・新編成⁽⁸⁾であり、政府の豪農層にたいする「連繫と対抗との二面的対策の表現」であった。翌12年4月から、全国で開設された府県会は、それによって地方民衆の反抗をそらし、逆にこれを支配体制のなかにはめ込んでいこうとした政府の意図に反して、地方政社の民権運動にあらたな発展の踏み台を提供することになった。豪農・豪商層は、府県会議員となって政治への関心を強め、国会開設運動を支持するようになった。

当時、豪農層の多くは、まだ寄生地主に転化して農業経営面から遊離するに至っていないばかりか、農業技術改善の指導者として農談会などを組織していた。豪農のなかには、農業における手作経営をつづけ、同時に商人・高利貸を兼ねつつ、製糸業・織物業などのマニユファクチュアないし問屋制家内工業の経営者でもある、という複合した形態が広範にみられた。豪農層の資本家的発展にとっての障害は、政商保護に偏する政府の経済政策であった。彼らは、絶対主義的官治行政と上からの資本主義化にともなう政治的・経済的矛盾を集中的に体现し、そのかぎりて全農民層の運動を指導する力をもっていた。彼らは、矛盾の解決の方向を政治への参加にもとめ、地方人民とくに農民を同盟者として組織しつつ、地方行政にその要求を反映させた。府県会闘争における豪農民権家の要求は、予算審議権・租税承諾権を中心とした地方自治の確立にあった。「国会開設=自由民権が地方自治の要求と結びつけて展開され、農民大衆に直接的な政治問題である地方自治が取り上げられれば取り上げられるほど、国会開設=自由民権が、農民大衆にとって、より直接的な経済的=政治的要求によって充実され、より具体的な内容をも⁽⁹⁾っていった」のである。

(1) 板垣退助監修『自由党史』(岩波文庫版)上、160ページ。

(2) 「評論新聞」第73号、明治9年3月(後藤靖編『自由民権思想』上、青木文庫、1957年、84ページ)。

- (3) 「立志社設立趣意書」(『自由党史』上, 140ページ) 傍点引用者。
- (4) 岡本健三郎・小室信夫・古沢滋「民撰議院弁」(『明治文化全集』第1巻, 憲政篇, 376ページ)。
- (5) 「民撰議院設立建白書」(『自由党史』上, 93ページ)。
- (6) 「評論新聞」第33号, 明治8年11月(『自由民権思想』上, 51ページ)。
- (7) 「評論新聞」第6号(同上, 解説, 240ページ)。
- (8) (6)に同じ(同上, 52ページ)。
- (9) 大隈重信「日本ノ政党」(国家学会編『明治憲政経済史論』123ページ)。
- (10) 『木戸孝允文書』第8, 127~8ページ。
- (11) 愛国公党の加藤弘之にたいする駁論『日新真事誌』明治7年2月20日(『自由党史』上, 107ページ)。
- (12) 同上, 104ページ。
- (13) 馬城台次郎の「加藤弘之に与ふるの書」『日新真事誌』明治7年2月23日(同上, 116ページ)。
- (14) 指原安三『明治正史』(『明治文化全集』第9巻, 正史篇, 268ページ)。
- (15) 木戸田四郎「維新期の農民一揆」岩波講座『日本歴史』近代2, 209ページ。
- (16) 「評論新聞」第101号, 明治9年6月(『自由民権思想』上, 130ページ)。
- (17) 「評論新聞」第106号(同上, 解説, 252ページ, 傍丸原文)。
- (18) 指原安三, 前掲書(『明治文化全集』第9巻, 305ページ)。
- (19) 大石嘉一郎「地方自治」岩波講座『日本歴史』近代3, 248ページ。
- (20) 同上, 250ページ。

2 国会開設運動の発展

明治11年(1878)の愛国社再興は、翌年11月7日の第3回大会における国会開設請願の決議へと発展し、そして翌13年は、国会開設運動のもっとも高揚した年となった。3月17日の愛国社第4回大会における「国会期成同盟」への改組、4月17日の「国会ヲ開設スル允可ヲ上願スル書」の提出、参加者24万人におよぶ国会開設請願運動、かかる発展は、民権運動に、指導者のより下層への交替と自己改造、ならびに組織基盤の拡大をもたらし、自由民権運動の全国的政治運動ないしは国民的民主主義運動としての性格を明確にし

た。再興愛国社一国会期成同盟を指導したのは士族民権家であったが、その外延で中貧農層をはじめ広範な人民大衆を同盟軍として組織し、民権運動の基盤を拡大したのは、県議級の豪農層であった。運動形態が発展するとともに、民権理論も市民的自由の理論として純化されはじめた。専制政治は、たんに「二、三有司」の専制としてではなく、その全政策体系において統一的にとらえられ、民権自由の確立と「国政転覆」とが、有機的に結合したものとして理解されるようになった。

政府は、自由民権運動の高揚を恐怖を感じた。天皇制権力の手ですすめられる上からの国家的統一と独立の道にたいして、下からの国民的統一と独立の道が対決を迫ってきたからである。明治政府としては、資本主義の発達を上から促進しても、それにとまなり民主主義の発展は極力押えなければならなかった。かくて13年4月5日、集会条例を制定して政社間の連絡を禁止し、集会・結社の自由を大幅に制限した。ついで5月20日、地租改正条例第8章に規定された地価の改訂を明治18年まで延期した。西南戦争後のインフレ期の高米価にもかかわらず、地価が据え置かれたことは、地租の実質的軽減を意味していた。しかし、小作料は軽減されず、地価据置きは、生産米中の地主取分の増加をもたらした（15年以降のデフレ期に地主取分は減少したが、それでも地租改正時よりも高率であった）。地主取分の増加は、豪農層の寄生地主化の前提条件を形成し、地主と小作・貧農の対立を激化させ、やがて自由民権運動に亀裂を生じさせる契機となった。

しかし、なお当面は、政府のかかる局面打解策も、自由民権運動を鎮静させることはできなかった。13年7月、右大臣岩倉具視は、太政大臣三条実美と左大臣有栖川宮熾仁親王にたいし、「今や国会開設ヲ熱望シ嗷々ト論議スル者四方ニ起ル、若シ放擲シテ之ヲ顧ミサルトキハ、恐ラクハ詭激ノ言行ヲ以テ益々衆心ヲ煽動シ、国家ノ平安ヲ擾攪シ、終ニ防制ス可カラサルノ禍患ヲ見ルニ至ラン。具視之ヲ憂フ、因テ顧フニ廟堂宜ク速ニ国会開設ノ期ヲ予定シ、我カ国体ヲ本ト為シ、旁ラ欧米各国ノ良制ヲ酌衷シ、以テ憲法ヲ起草

スヘシ」⁽¹⁾と力説している。

このように有司専制政府を怯えさせた自由民権運動も、国家形態を革命的に変革して、下からの統一と独立を達成するのにじゅうぶんだけの経済的発展と政治的成長を、まだ備えてはいなかった。急激な高揚にもかかわらず、運動はなお全国的に不均等であり、革命の原動力たる農民・平民層の運動参加はまだ低調であり、指導力たるべき国民的ブルジョアジーの主体的結集も弱かった。かかる段階で、明確な資本—賃労働関係をまだ体现していない豪農層が、みずから近代的国民国家形成の理論を創造することは困難であった。それは、当面のところ、西ヨーロッパの近代思想にもっとも多く接触していた指導的理論家、すなわち士族インテリの手によって形成されざるをえなかった。彼らは、地租の軽減・立憲政体の樹立・条約の改正という三大要求をかかげ、当面の運動スローガンを国会開設に集約していった。しかし、その要求は、現実の階級闘争の発展のなかから、各階級の共同綱領として形成されてきたものではなかった。

国会開設上願書の第6項は、すでに下山三郎教授も指摘しておられるように⁽²⁾、地租を封建的な土地所有関係として把握し、その改廃を要求するという論旨のもではなかった（地租軽減の要求が一般的に提起されてくるのは、地租の負担が実質的に増大してくる明治10年代後半のことである）。第6項は、封建貢租としての地租にたいする批判というよりも、土地私有論にもとづき、租税は「国家の共有物」であるから、これを処置するには「全国人民と共議」しなければならない、という租税承諾権の要求に力点があり、それを根拠にして国会開設が主張されているのである。したがって、第6項をもって、「封建地代の廃止要求（＝近代租税への転化要求）であり、そのかぎりでのみ、ブルジョア的の所有の確立要求⁽³⁾であった」とすることはできない。第6項ないし地租軽減の要求は、それ自体としては、半封建的土地所有関係の本質に改変を加えるものではない。国会開設請願運動に参加した豪農層の意図は、地主的土地所有の廃絶にあったのではなく、地租の財政的な「処分」問題にあっ

たのである。そして、彼らが国会開設運動に参加した直接の契機は、府県会闘争における経験、すなわち、府県会が「其権限狭少議件隘縮して僅々一県地方税徴収の下問に供するに過ぎ」ないから、「国会の開設にあらざれば、真の鴻益を奏すなきは瞭然⁽⁴⁾」という教訓であった。

豪農層指導の地方的運動は、有司専制にたいする攻撃というよりも、具体的現実的な要求をかかげた運動であったが、それだけに改良主義的傾向が強かった。これにたいして、国会期成同盟＝士族民権家の意図は、「今や薩長政府は戦勝の勢を挾んで、圧制の政を布き、志士其身を容るゝ地だもなからんとす。即ち之を突撃する一条の血路は、唯だ国会開設の策あるのみ⁽⁵⁾」ということにあった。「国政転覆」をしなければ官途につくことができなくなつたいま、民権論は「暴政府」との戦いの理論的武器として主張されるようになった。士族の志士意識は、一面では過激主義的傾向をうみ、他面ではふたたび国権偏重主義を台頭させて、国会開設運動をゆがめることになった。

国会開設上願書が却下されたのち、13年11月10日、国会期成同盟第2回大会が「決死ノ士⁽⁶⁾」を出すため「遭変者扶助法」を可決し、大会後、植木枝盛らが「自由党結成の盟約」を結んだのも、多分にかかる志士意識によるものであった。この志士意識のため、彼らは、国会開設を人民の直接的な政治行動にたかめる組織問題を、自己の基本的な課題として認識することができなかった。彼らは、「輿論」形成の基体からも、議会の構成からも、「巨商豪農及ヒ力役者ノ如キ其他下等社会ノ者」を排除し、議員たる資格者を「中等社会」＝インテリ士族に限定した⁽⁷⁾。そして、それは、近代的国民国家形成の真の主体勢力たる直接生産者を、歴史形成の場から排除する論理として機能した。立志社一愛国社系の士族民権家が豪農民権家と提携したのは、けっして近代形成の階級としてではなく、「民権家ノ巨魁」たる個人としての豪農・豪商であった。「苟も志士にあらざる者と国事を議するは、吾輩の屑とせざる所⁽⁸⁾」であった。これは、立志社一愛国社系の民権論者が、当年の階級関係を明確に認識しえず、絶対主義の本源的蓄積政策に対置すべき現実的要求

を、ついにもちえなかった基本的要因でもあった。

しかし、勤労大衆の組織化を自己の基本的な課題として認識しえない限界は、「上流の民権説」ばかりでなく、「下流の民権説」にも指摘することができる。豪農指導の在野の国会開設請願運動の組織方針は、名望家→勢力家→農民という村落共同体の序列にそったものであり、運動のなかに共同体的秩序がそのまま持ち込まれる性質のものであった。しかも、豪農層が民権運動の基盤を積極的に拡大した地方は、上からの資本主義化にとまらぬ矛盾が集中し、したがって地方議会における民主主義闘争もより発展してはいたが、まだ、ブルジョア的発展のいちじるしく微弱な地帯であった。だから、近代思想も完全には血肉化していなかった。このことが、市民的自由を保障する近代国家の創出を要求しながらも、その行動をほとんど合法主義・改良主義の枠内にとどめ、同時にそのなかから多くの国権主義者をうみだす内部的要因でもあった。ブルジョア革命の主体勢力が未成熟であり、みずからの要求を自己自身の手で政治綱領に高めることができないあいだは、国会開設運動が、士族の志士意識に発する国権拡張主義によって歪められるのも、またやむをえないことであった。

国会開設上願書は、「参政の権利」をえて「定律の政体」をたてるため、「国会の開設を望む」論拠を、民権自由の保障にではなく、もっぱら五カ条の誓文と明治8年の詔勅にもとめていた。この論理の転換が、ふたたび国権主義に偏する原因となるのである。すなわち、上願書は、「如今各国四方に雄飛するの秋に丁り、確然国家の独立を維繫し、嘗に外邦の凌侮を受ざるのみならず、万里の波濤を開拓し、国威を四方に宣布せんとするは……陛下の志す所にして、臣等の同じく欲する所也。然るに我国今日の如きは海外各国に対して未だ十分に能く独立の大権を張る事無く、屈辱を蒙むりて止むこと莫く、終に言ふに忍びざるの大事を生合せんも亦測るべからざる可し⁽⁹⁾」という対外的危機にうながされて国会開設を要求していた。また、「国は民に由て立つ者なれば、人民に自主自治の精神なく、人民に人民たるの権利を有する

こと無ければ、国家は能く不羈独立す可きことなく、克く国権を張るを得べからざるの理なれば、今先づ国会を興さざるを得ざる可き也」というように、民権は国権に従属し、国権拡張のために国会開設が要求されていた。

ここでは、抽象的な国会開設をいうにとどまり、いかなる国会、いかなる立憲政体を望むのか、また立法機関の権限、王権との関係については、ほとんど語られていない。請願運動期の民権陣営には、立法機関の具体的権限、立憲政体の本来のあり方について検討することの重要性についての理解の乏しさ、私擬憲法草案の重要性を軽視する風潮が、広く存在していたといえよう。

明治13～4年の間に民間で作製された10余の私擬憲法草案のうち、立志社の「日本憲法見込案」と植木枝盛の「日本国国憲案」のみが、一院制を主張し、立法権の主要部分を国会に帰属させ、国会の議定権にたいする皇帝の拒否権を停止的なものとし、国会解散権にも重要な制限をくわえている。しかし、他はすべて、期成同盟系たると交詢社系たるとを問わず、二院制を主張し、皇帝と国会が立法権を共有し、国会の議定権は皇帝の拒否権と解散権により大幅に制限されている。立志社案と植木案は、市民的自由を詳細に規定し急進的な内容をもっているが、こと帝権についてはこれとまったく異質の規定を設けている。すなわち、帝位の神聖・不可侵を承認し、和戦の決定権・外交権・軍統帥権・官吏任免権・徴税権などにわたる、皇帝の強大な統治権を規定している。植木ら急進主義者でさえ、抽象的理論的次元においては、共和制国家を理想としながらも、具体的現実的次元においては、「協約憲法」・「君民共治」的立憲国家に躊躇していたのである。

もちろん、かかる国家は、絶対主義国家とはまったく異質な近代的国民国家には違いないが、なおかつ、「皇基を振起し」「国権を顕揚」する思考の産物であるかぎり、それは逆に、市民社会＝市民国家論の歪曲をもたらすことになるのである。「君民共治の立憲政体という具体的国家像は、絶対主義国家の近代国家への構造的変革像にちがいがなかったが、現実には、伝統的

『国体』観、したがって『国体』を根底から破壊する『政体』構想にまで昇華しては⁽⁴¹⁾なかった。」かくて「立憲政体」の具体的内容は、ブルジョア国家への転化の方向を示すものではあっても、まだ直接にブルジョア国家の政治形態をめざすものではなかったといえる。かかる市民社会＝市民国家論の歪曲は、西ヨーロッパの市民革命期のごとく、新しい生産関係をにないつつある諸勢力の経済的發展、つまり資本主義の自由なる発展に適合した政治形態として、立憲政体が要求されたのではないという、わが国の特殊な事情を反映していた。このような民権運動の政治的性格と運動発生⁽⁴²⁾の経済的基盤とのあいだに存在するずれは、維新以降のわが国の歴史的発展が、国内的条件と世界史的条件との二重の規定をうけていることの現われであるといえよう。

自由民権運動のこのような内部的脆弱性は、それが国民的規模の運動に高揚した時期に、国会期成同盟をしてはやくも深刻な組織問題に直面させる結果になった。期成同盟第2回大会における中心争点は、請願の継続と同盟規約にかんする件であった。第1回大会で採択された旧規約(国会期成同盟規約)は、国会開設を目的とし、さしあたり請願を運動の形態として、各地の請願集団のごくゆるやかな連合体を内容としたものであり、一般構成員にはほとんどなんらの具体的義務もなく、かつ国会願望が聞き届けられない場合には、11月10日から大集会を東京に開き、その後の方針を議定するという、過渡的性格をもっていた。だからこそ、期成同盟は、第1回大会約10万名、第2回大会約13万名という、膨大な委託者を結集しえたのである。これにたいし、第2回大会で採択された新規約(国会期成同盟合議書)は、組織的連帯をやや強めようとする内容をもっており、大会で決定された具体的方針は、請願の継続は政府にたいしても人民にたいしてももはや有効性がないとの判断にたち、「地方ノ団結⁽⁴³⁾」に尽力し、「来会には各組憲法見込案を持参研究す可し⁽⁴⁴⁾」(合議書第4条)というものであった。

たしかに、請願の継続は有効性がないとした大会の判断は一応正しかったし、大会の提起した新方針は、同盟構成員の主体的条件を一応おいてい

ば、適切妥当なものであった。すなわち、各政社・団体における憲法草案の作製および「私立国会」の開催は、立憲政体にたいする認識を深化させるのに役立つであろう。しかし、このように一応妥当な方針も、現実には、請願という形態によってのみささえられてきた膨大な委託者の一致、広範な大衆運動を維持・発展しがたくすることを意味するし、委託者大衆を期成同盟から取り残すという、大きな犠牲との引替によってのみ実践されえた。期成同盟第2回大会は、膨大な委託者と同盟との関係について、このように深刻な矛盾を内包していたのであるが、それは、大会の代表者のあいだでは、じゅうぶんには理解されていなかった。新方針・新規約がわずかに2～3名の差をもって議決されたこと、および、大会終了後も、多くの府県において執拗に請願運動がつづけられ、しかもそのうちには、期成同盟の中心的諸県が含まれていたことは、これを示している。

かくて期成同盟第2回大会が、国会開設運動の発展と、運動に参加した諸勢力の主体的政治的成長を示すという理解にたいしては、重大な限定と留保をつけなければならない。期成同盟の第3回大会は、14年10月に開催されたが、その1年間に、前述の組織問題を解決し、国会開設運動を請願の段階から次の段階へと発展させえたとはいえ、とうていいえないように思われる。また、明治13～4年をもって「革命的⁶⁹情勢」と規定する見解を支持することもできない。期成同盟をはじめとする民間の運動は、国会開設問題をめぐる政府部内の意見対立と結びついて、「政府危機」を惹起しえたにとどまる。自由民権運動は、ブルジョア民主主義革命運動として必要な主体的条件を、まだ具備してはいなかったのである。

- (1) 皇后宮職『岩倉公実記』下巻、1906年、655ページ、傍点引用者。
- (2) 下山三郎「自由民権運動」岩波講座『日本歴史』近代3、109ページ。
- (3) 大江志乃夫『明治国家の成立』ミネルヴァ書房、1959年、251ページ。
- (4) 内藤正中「国会開設請願運動の発展構造(二)」『経済論叢』第80巻第2号、1957年8月、26ページ。
- (5) 愛国社第4回大会における副議長西山志澄の演説(『自由党史』上、277ページ)。

- (6) 「国会開説論者密議探聞書」(『明治文化全集』第25巻, 雑史篇, 178ページ)。
- (7) 永田一二「国会論」『愛国志林』第3篇(同上, 第14巻, 自由民権篇統, 27～9ページ)。
- (8) (5)に同じ。
- (9) 『自由党史』上, 288ページ。
- (10) 同上, 289ページ。
- (11) 後藤靖「自由と民権の思想」岩波講座『日本歴史』近代3, 180ページ。
- (12) かつて下山三郎教授は, 論文「明治17年における自由党の動向と農民騒擾の傾向」(堀江英一・遠山茂樹編『自由民権期の研究』第3巻, 有斐閣, 1959年, 112ページ)において, 自由民権運動を17～9世紀におけるヨーロッパの古典的自由主義・民主主義の運動に安易に比定して, それらの運動の政治的性格と運動発生の物質的基盤とのあいだに存在していた内的連関と, 同様の内的連関が民権運動にも存在するであろうことを前提とするのは, 適切ではないことに注意をもとめたのであるが, のちの論文「自由民権運動」では, さらにこれを具体化して, 「19世紀後半以降世界資本主義にまきこまれた後進諸国民が, 近代化を要求する場合には, 『立憲政体』はもはや長期の経験なしに, 疑うべからざる理念として, ゴルレンとして受け取られたのではないであろうか。後進諸国の場合には, まだ『立憲政体』が強く一般的に要求されるにはいたりえない程度の資本制の発展を基盤として, むしろ逆に『立憲政体』を樹立することが, 下部構造における発展の未熟さを解決するものとして, 前提として受け取られたのではないだろうか。そういう意味での, 政治的^レ要求の^レ経済に^レたいする『先行』は, 19世紀後半以後, 後進国において一般化し, もはやずれではなくて, 後進国の近代化の過程における法則となるのではないだろうか」(岩波講座『日本歴史』近代3, 125～6ページ, 傍点原文, 傍丸引用者)と指摘し, その例証として, 辛亥革命における孫文の政治形態についての要求をあげている。世界資本主義の成立期については賛成しがたい部分もあるが, 下山教授の問題提起は, 民権運動の研究にとって, きわめて重要な課題ないし視点を提示されたものと思われる。本節の叙述も, 下山教授の研究ならびに後藤靖教授の研究に多くをおっている。
- (13) (6)に同じ(『明治文化全集』第25巻, 181ページ)。
- (14) 『自由党史』中, 20ページ。
- (15) 大江志乃夫, 前掲書, 277ページ。

3 自由民権派の敗退

明治14年(1881)、北海道開拓使官有物払下事件が起った。これにたいする民間世論の激高について、『明治政史』は、つぎのように書いている。「維新以来日本全国の人民智となく愚となく挙つて政府の措置を非議せしこと未だ此時より甚きはなし。」「而して当時民間の志士憂客にして其此事件を難論非議するもの独り此事件のみを難論非論するにあらずして、益国会開設の必要を主唱して曰く、此事件の如きは畢竟寡人政治の組織に在ては情実と勢力との結果なり。……若し誠に此病を医せんと欲せば宜しく国会を開設すべし。」⁽¹⁾ 専制政府と特権政商との結託、政治腐敗という事実を前にして、国会開設論は、「大臣の責任を明かにし、且つ国会に与ふるに大臣信用の投標及^(ママ)諸政弾劾の権を以てし」というように、⁽²⁾ 具体的プログラムと結びつけて主張されるようになった。しかし、国会期成同盟は、急激に高まってきた世論をひとつの政治行動に組織することはできなかつた。それでもなお、「物論愈々鼎沸シ人心益々激動ス」という情勢は、⁽³⁾ 国会開設運動の終幕をかざり、詔勅渙発以外に方法がないことを政府首脳に認めさせるにいたつたのである。

おりから、大隈重信の「国会開設意見書」奉呈をめぐって、政府内部に紛争が起つていた。大隈の奏議は、政党内閣制を基本とし、議会の急設を主張する点において、他の諸参議の天皇大権主義の憲法意見と対立するものであったが、イギリス流の立憲主義ないし議会主義とのあいだには、かなりの距離があった。大隈の根本的立場は、「内国ヲ改良」して「外国ニ対峙」するというにあり、具体的には、⁽¹⁾ 憲法の欽定たるべきことを唱えるとともに、⁽²⁾ 政務官(彼のいう政党官)と事務官(彼のいう永久官)のほかに、「永久中立官」の設置を必要とし、君主の最高顧問府と軍務および警務とは、⁽³⁾ 政党の勢力外に超然たらしむべきことを主張していた。それは、17年後の限板内閣⁽⁴⁾において実行に移されたが、藩閥超然内閣と対立するものではあつても、イギ

リス流の政党内閣とはまったく異質なものであった。奏議にかんして岩倉具視から真意をただされたとき、大隈が「余の意見は決して伊藤の意見と異なるものにあらざれば、両立せざる筈なし」と弁明したのも、たんなる弁解ではなかったといえる。

しかし、岩倉・伊藤ら政府首脳は、大隈が時流に投じて国会の急設を唱え、三田系の民間政客と呼応して薩長政府の倒壊をもくろんでいると考え、大隈の放逐を計画した。このとき、「政変」の筋書をかいたのが、岩倉・伊藤の腹心井上毅である。彼は、10月7日、岩倉にたいして、「内閣ノ一致ヲ示ス。猶直接ニ云ヘハ薩長ノ一致ヲ示ス」ことの重要性を説く一方、「此ノ人心動揺ノ際此勅諭アルニ非ラサレハ挽回ニ無覚ニ東更ニ換言スレハ人心ノ多数ヲ政府ニ牢絡スルコトニ無覚ニ東」「此ノ勅諭ハ縦令急進黨ヲ鎮定セシムルコト能ハストモ優ニ中立党ヲ順服セシムヘシ」「反対党ハ明カニ抵抗ヲ顯ハスニ至ルヘシ是レ極メテ得策ナリ」と書き送り、翌日には、さらに、「而一度彼レヨリ先鞭ヲ著ケラレ候ニ至ラハ憲法モ徒ニ空文ニ帰シ百年之大事ヲ誤リ善後之策ナキニ至候ハ必然トレ奉存候」と強調した。

井上は、「政府は英国風の無名有実の民主政を排斥して、普魯西風の君主政を維持する」ため、「政府主義の憲法を設けて以て、横流中の墨壁を固くし、人心の標準を示す事一日も緩くすべからざるかと存候。……何となれば英国風の憲法論、未だ深く人心に固結するに至らずして、地方の士族中王室維持の思想猶其余瀝を存するもの、必ず過半に居ればなり。若し今を失ふて因循に付し、二三年の後に至らば、天下の人心既に胸に成竹ありて百万弁説すとも、挽回に難く、政党の多数は全く彼れに属して此れに属せず、政府より提出せる憲法の成案は、輿論の唾棄する所となり、而して民間の私擬憲法終に全勢を占むるに至るべし」と、伊藤の説得につとめた。

かくて10月12日、岩倉・伊藤らは、大隈一派放逐のクーデターの政変を断行して薩長藩閥政府を確立するとともに、開拓使官有物払下げを中止し、明治23年を期して国会開設を詔諭した。国会開設の詔勅は、まさに、民主政に

たいする君主政の先制攻撃、「一挙手の間に運動転化すべき⁽⁹⁾」方策として出されたものであった。だからこそ、政変の前夜、諸参議は意見書を連署進奏して、憲法制定の基本方針を確定したのである。その第1は、「広く民議ヲ興シ公ニ衆思ヲ集ムルモ而モ我皇室ノ大権ヲ墜サ」ぬこと、第2は、二院制をとり、元老院（上院）をして「下院ト並ヒ立チ其平衡ヲ持シ急変激進ノ弊ヲ防キ永遠憲法ノ保障王室ノ輔翼タラントスル」こと、第3は、「王室ノ爪牙」たる陸海軍を「帝王ノ親ラ統帥スル所」とすることであり、この基本方針⁽¹⁰⁾にたつて、翌年3月、伊藤の渡欧がなされたのである。

自由民権派は、詔勅に意表をつかれ、出鼻をくじかれたが、国会開設にそなえて政党の結成に着手した。詔勅が渙発されたとき、国会期成同盟会は、自由党結成準備会と合併を協議中であつたが、その6日後の10月18日から連日会議を浅草井生村楼に開き、一瀉千里に自由党盟約および規則を議定し、29日、自由党結成式を挙行した。これにたいし、交詢社・嚶鳴社系の知識人および大隈配下の官吏出身者は、「財産家・学者・老成家」を糾合して自由党から分立し、翌15年3月14日、立憲改進黨を結成した。漸進的改革を基本方針とするこの派は、詔勅を契機に、藩閥専制政府の敵対者から批判者に変わっていた。しかし、自由党も、意表に出た詔勅に刺激されて急速結成されたのであり、革命運動の統一指導部としての実質を欠いていた。

この時点で政党結成を問題にすると、まったく性質を異にする二つの方向があつた。ひとつは、広く被支配層の現実的諸要求に立脚して、真の意味の「立憲政体」をたたかいとる反体制政党であり、いまひとつは、政府によって与えられた「立憲政体」の枠内での体制政党ないしは議会政党、そのための準備政党である。このふたつの政党のうちのいずれを結成するかが検討されねばならなかつたが、14年10月の国会期成同盟は、そのような検討・論議をへることなしに（議会政党—準備政党への志向をはらみつつ）、一挙に自由党を結成したのである。自由党盟約は、前年12月の自由党結成盟約とくらべてなんらの発展もなく、抽象的な天賦人權論を掲げるにとどまっていた。明確

な綱領をもたず、「藩閥政府反対が主張であり、主義であり、希望であった」(伊藤仁太郎談)という観が強く、自由党は、革命運動の統一指導部というよりも、悲憤慷慨の志士の集まりという性格が濃厚であった。かかる欠陥は、自由党が国民的諸要求をになう政党として、大衆のあいだに根をおろすことが浅かったことを意味している。また、期成同盟大会が民権運動の発展にとって必須の検討・論議をへずに、いわばそれを押し流し、一挙に自由党結成へと飛躍したことは、「一挙手の間に運動転化」という井上毅の思惑が当たったものといえよう。

明治15年11月の福島事件は、民権運動の上向線から下降線への転換点であった。「福島事件は農民の実力が、ブルジョアジーの一部をして民権運動の農民的コースへ参加せざるを余儀なくさせたのである。」⁽⁶⁾しかし、事件の進展とともに、農民は豪農の指導を乗り越えてすすみ、豪農的コースと農民的コースとの対立が表面化した。いまや、徹底的な弾圧により「民心ヲシテ戦栗」⁽⁶⁾せしめ、他方、「窮困不平ノ士族ヲ馴撫シ兼テ豪農巨商等中等以上有為ノカアル者ヲ収攬」⁽⁶⁾することが、政府の課題となった。

このような取締りの強化と時を同じくして、「運動転化」の客観的条件が生まれつつあった。すなわち、この年に朝鮮で壬午の変が起り、政府は、これを契機に、従来、内地防禦を主眼とした国軍の編成一変して、大陸作戦を目標として陸海軍備の拡張にのりだした。それは、「上からの独立」のための軌道が敷設されたことを意味していた。政府は対外危機感と排外主義を煽りたて、それが民権運動のつまづきの石となった。自由民権運動は、下からの国民的統一と対外的独立をあわせて主張し、国会開設を第一義的に要求してきた。しかし、壬午の変から17年の甲申の変にいたる時期に、民主主義のための困難な戦いから、対外侵略の安易な要求・煽動へと転換する傾向を生むことになった。

自由民権派は、「民権全うして然後国権全うし」と主張したが、民権伸張は国権確立の手段たるの感が強かった。しかし、「国権のために、まず民権

を闘い取るべしと考へ実践した限り、彼らは、民主的独立のコースを歩んでいた。だが、それと同時に民族独立の課題の重荷が幼弱な自由民権運動にとって、余りにも重く、東洋経略、海外雄飛は第二の明治維新であるとの彼らの思想には、民主主義革命という本来の目標を見失わせる危険が当初からはらまれていた。革命的ブルジョアジーの欠如、その市民革命的意識の未成熟、その空白を当面代位した志士的政治意識が、民族独立の課題をとらえた時、その混濁はとくに著しかった。自由民権運動の戦列からの離脱は、常にこの士族意識的国権論を支柱として行われた。⁽⁶⁴⁾そして、しだいに、「国権全うして然後民権全うし」とする国権偏重に転倒していったのである。

また、明治15年からの経済変動も、自由民権運動を分裂・混乱・跛行させる条件となった。前年10月21日、参議兼大藏卿に就任した松方正義の紙幣整理を機として、経済界は激しいデフレーションに転じ、金融逼迫と経済不況が18年までつづいた。農産物価格は一般物価以上に下落したので、不況は農村にとくに激しく襲いかかり、中堅自作農の土地喪失が急増した。『興業意見』は、当時の農村の悲境について、「農ハ穀価下落ノ為メ其収益ハ以テ勞賃ヲ償フニ足ラス、或ハ租税不納ノ為メニ財産ノ公売ヲ受ケ、又負債返償ノ義務ヲ果サスシテ身代限ノ処分ヲ受クル等、……農民ノ過半ハ流離退転シ」、⁽⁶⁵⁾「現今巨多ノ負債ヲ醸シ、為メニ所有ノ土地ヲ抵当ニ入レシモノ凡ソ十分ノ五六ナリ」と書いてい⁽⁶⁶⁾る。かくて農民は、高利貸資本の触手にとらえられ、収奪の対象とされた。また、地方で成長しつつあった製糸・織物などの農村工業は、17～8年の破局的な不況のなかで潰滅的な打撃をうけた。すなわち、「米価ノ下落ト共ニ農家ノ購買力ハ又俄カニ減少セリ」、「農家ニハ殖産ノ資本ナキハ勿論、……工場ヲ閉チ休業スルモノ続々絶ヘス」、「各地ノ製造場ハ蛛網ニ鎖サレ茂草ニ囲マル、ノ惨状ヲ呈セリ。……多年業務ニ熟練セル諸職工ノ四散スル」⁽⁶⁷⁾有様であった。要するに、農民・小地主・小営業者の没落であり、大地主・特権的政商資本家の制覇であった。それは、民権運動の担い手たる社会層の危機であった。

在郷の豪商資本は、インフレ期に増殖した貨幣蓄積を、田畑・山林の買入れないし抵当流れ田地のかかえ込みに向け、農民にたいする高利貸収奪を強めて対立を激化した。群小の地方間屋制資本は、デフレ政策のもとで、その二面的性格のうちの封建的側面をつよく押し出し、寄生地主的性格を濃くするにいたった。また、手作地主・豪農のなかには、没落して土地を失い借金に苦しむ者もあったが、かろうじて没落をまぬがれた者は、農民の手放した土地を集積して寄生地主化の方向をたどった。いずれにせよ、豪農・豪商層は、政治にたいする積極的な関心を失って、自己の経営の建て直しに専念するようになり、また、寄生地主に上昇転化して、小作料収奪を国家権力によって保障されんがため、絶対主義天皇制の傘下に吸い寄せられていった。

こうして、農村の内部では、地主・豪農層と中農・小作貧農・半プロレタリア層との対立がしだいに顕著になった。とくに中農層の没落は戦線統一のかすがいを失わせ、豪農層指導下の全農民層の結集が破れた。中農・小作貧農・半プロレタリア層は、独自の要求をもちはじめ、急進化していったのに反比例して、地主・豪農層は、退嬰保守化して戦線を離脱しはじめた。その結果、自由党では、党費納入が悪化して、「事務所寧静館及び機関紙自由新聞の維持すら、甚だ困難を告げ、……纔に逆境を支住する⁽⁹⁾」状態となった。

地主・豪農層の戦線離脱という情勢に対応して、政府は、自由民権運動を制圧して区町村住民を支配体制の側に吸引するとともに、租税収奪を強化しつつ国政委任事務を完遂させるために、地方制度の改正にのりだした。すなわち、17年5月7日、区町村会法・地方税規則を改正して、区町村費徴収権に公法的強制力をあたえ、区町村財政の監督権を強化するとともに、戸長民選制を官選制に変更し、戸長役場の管轄区域を拡大して行政村を自然村から遊離させた。この地方制度の改革により、戸長＝豪農層が寄生地主化して反政府運動から脱落していくのに対応して、彼らを天皇制支配体制の一環として位置づけていくことが、實際上可能となるのである。

おりから、自由党総理板垣退助の外遊を契機に、自由党と改進黨は相互に非

難攻撃を応酬して泥試合を展開し、自由党内では内紛が増大した。板垣ら党首脳部は、前述のような対外的危機感から国権拡張へと傾き、政府との抗争に熱意をもたなくなった。他方で、これに不満をいだき、政府の弾圧ことに福島事件に反発して、政府転覆をあせる急進分子が現われた。時あたかも、農村の不況は頂点にたっし、とくに農村マニファクトゥアの展開が農民の階層分化を推進していた養蚕・製糸・機業地帯では、中小農の没落・日本的ジャコバン勢力の成立を見て、それらの自主的結集たる「借金党」「困民党」「小作党」を生み、没落する中産の生産者層と借金農・貧農の同盟による騒擾が頻発した。『自由党史』は、当時の情勢を、「時勢の非なるを憤激して血熱し、肉躍れる自由党の少壯の士は、此時に乘じ事を挙げんとし、関東の野、東海の浜、死士激徒の機を窺ふ者、たゞに二三に止まらず⁽⁹⁾」と書いている。こうしたなかで、17年には、農民約2,500名を集めて、生産会社（高利貸の金融機関）や松井田警察分署を襲撃した上毛自由党員の群馬事件（5月）、栃木県令兼任となった三島通庸をはじめ政府高官の暗殺を計画して加波山に立てこもり、「露国虚無党の例に倣ひ、爆裂弾を使用して革命運動に従ふ者、是を嚆矢と為す」加波山事件⁽¹⁰⁾（9月）が、あいついで起った。

自由党首脳部は、地方下部党員の行動を統制することができず、10月29日の結党3周年記念日をもって解党を決議するにいたった。その2日後、秩父困民党にひきいられた1万余名の農民は、没落中農の地元自由党員の指導のもとに、借金40年賦・公課村費半減・徴兵令改正・小作料一時免除などの日常的要求をかかげて蜂起したが、軍隊と警察のため鎮圧されてしまった。秩父事件は、中下層農民・半プロレタリア層を主体とし参加人員1万余りに及んだこと、部隊編成と厳しい軍律をもつ組織的な蜂起であったこと、民衆の日常的要求と自由民権思想を結合させたスローガンをかかげたことで、自由民権運動のもっとも急進的な流れを代表していた。その後も、飯田事件・名古屋事件（17年11月）、静岡事件（19年7月）と、激化事件は跡を絶たなかったが、いずれも地方的な暴動形態におわり、各個に撃破されてしまった。

こうして、最初のブルジョア民主主義政治運動である自由民権運動は、一度も全国的な革命運動にもりあがることなく、分散し潰滅してしまった。しかし、それは、民権運動の指導力である豪農・豪商層の政治的未成熟、主体的結集の弱さのみに原因するものではなかった。もともと、ブルジョア革命の指導力となるべき国民的ブルジョアジーが、下から成長してくる可能性はほとんどとざされていたし、自由民権運動が勝利しうる客観的経済的条件は存在していなかったのである。

一般に、「本来的なマニュファクチュア時代」には、中農層からマニュファクチュアの経営者が広範に輩出して、彼らが国民的ブルジョアジーに成長し、ブルジョア革命の指導者として登場してくる。しかし、当時のわが国はそのような経済発展段階に達しておらず、自由民権運動に参加したマニュファクチュアの経営者も、豪農層の出身が大部分であり、中農層はむしろ例外であった。しかも、安価・良質な外国商品の輸入と上からの大工業化の進行のなかで、マニュファクチュアの存立基盤はますます制約されつつあった。国内的条件が未成熟なまま外圧に促迫されて、外国からの機械・技術の輸入・移植という形で、資本主義の大工業化を開始しなければならなかったため、自作・中農層や独立手工業者はもちろん、豪農・豪商層さえもその担い手とはなりえなかった。綿紡績業において、地方問屋制資本・地主の貨幣蓄積が2,000 鍾程度の小規模工場の設立にさえふじゅうぶんで、近代的紡績業の展開は、政商・華族の出資による大阪紡績会社(10,500鍾)の創立をまたねばならなかったのである。豪農層が手がけることができたのは、資本投下の標準的規模がごく低い、在来産業のマニュファクチュアでしかなかった。それらはいずれも、手工的部分が生産工程の主要な部分を占めており、機械制工場の大量生産に適さない生産部門であった。

こうして、上からの機械制大工業が下からのマニュファクチュアの自生的な発展を抑圧するとともに、松方財政の展開を契機として、特権政商・大問屋制資本を頂点とする、全国的な流通支配機構が形成されてくるのであり、

下からの自生的なマニュファクチュアも、結局は上からの大工業化のコースに吸収され、系列化されていかざるをえなかった。このような歴史的条件のもとで、下からの産業資本の自生的成長が、日本における資本主義発達の主たるコースたりうる可能性を想定するのは、経済的ロマン主義以外のなものでもない。また、豪農層が手作地主たる側面においてめざしたものは、ブルジョアの・ユンカー的発展の方向であったが、かかる発展を可能にする客観的条件は、どこにも存在していなかった。政府は、勸農事業の一環として大農法を勧奨したが、水稻中心の小農経営を主体とする手作地主・自作農上層には、大農法は浸透しなかった。かくて政府も、明治10年代末には、米麦中心の小農主義を明確にするようになった。豪農層の手作経営がユンカーの経営に発展するには、農業の技術水準はあまりにも低かったし、穀物輸出の増大を期待することもできなかったのである。

世界史的には、自由競争の時代がすでに終ろうとしていた19世紀の後半に、世界資本主義の運動過程に引き込まれた日本の場合に、ブルジョアジーの指導によるブルジョア革命の可能性は、もはや存在していなかった。かくて自由民権運動は敗北に終わったが、しかし、耕作農民までが自由民権運動に参加し、運動の広範な裾野を形成したことは、重要な意義をもっていた。それは、彼らが自由民権思想に共鳴し、それを主体的に受けとめたことを意味する。だからこそ、彼らは、自由党首脳部が国権主義に墮し、民権論を放棄しようとしたとき、高利貸征伐・借金年賦償還の困民党運動の段階にとどまらず、压制政府転覆・自由政府樹立の政治闘争にたち上がることができたのである。

明治17年の一連の激化事件、いわゆる「農民民権」は、多かれ少なかれ、耕作農民が日常的即自的要求を政治的変革の要求と結びつけた、民主主義革命運動の萌芽であり、自由民権運動が本来の目的とした政治的自由と基本的人権を実践的に戦いとろうとする、農民的農業革命の萌芽形態であった。こうした戦いの経験が、やがて大井憲太郎の均田論を結晶させるのである。大

井は、明治19年の『時事要論』と22年の『自由略論』のなかで、天賦人権論を土地問題に適用して、土地共有による耕地の均分化を唱えながら、政治的変革からすすんで社会的変革を主張するにいたった。「農民民権」の思想的代表者たる大井が、絶対主義権力ばかりでなく、それをささえる特権的政商資本および寄生地主的土地所有に、理論的対決を迫ろうとしはじめたとき、自由民権運動は、もはや本来の民主主義革命のコースから大きく逸脱し、その首脳部は、本質的に、絶対主義官僚と区別し難いほどにまで変質していた。民主主義革命が現実の問題となるためには、近代プロレタリアートの登場をまたなければならなかったのである。

- (1)(2) 『明治文化全集』第9巻, 369ページ。
- (3) 『岩倉公実記』下巻, 744ページ。
- (4) 春畝公追頌会『伊藤博文伝』中巻, 1950年, 984ページ以下。
- (5) 同上, 208ページ。
- (6) 『岩倉公実記』下巻, 765ページ。「猶直接ニ云ヘハ薩長ノ一致ヲ示ス」は同書にはない。『自由党史』中, 70ページによる。
- (7) 同上, 766ページ。
- (8) 明治14年7月12日付, 伊藤博文宛井上毅の手紙(『伊藤博文伝』中巻, 249ページ)。
- (9) 明治14年7月2日付, 伊藤博文宛井上毅の手紙(同上, 246ページ)。
- (10) 『岩倉公実記』下巻, 776~7ページ。
- (11) 下山三郎「福島事件覚え書」『歴史評論』1950年11月号。
- (12) 岩倉具視の府県会中止意見書(『岩倉公実記』下巻, 949ページ)。
- (13) 同上, 951ページ。
- (14) 遠山茂樹「概説」(『日本歴史講座』第5巻, 近代篇1, 河出書房, 1952年, 78~9ページ)。
- (15) 大蔵省編『明治前期財政経済史料集成』第18巻, 1931年, 823ページ。
- (16) 同上, 845ページ。
- (17) 同上, 97~8ページ。
- (18) 『自由党史』中, 337ページ。
- (19) 同上, 下, 73ページ。
- (20) 同上, 72ページ。